



国土調査法

19条5項指定制度のご案内

～ 地域開発・都市開発等を行う事業者の皆様へ ～

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

Contents

第1章 国土調査法19条5項指定とは？

国土調査法19条5項指定とは？	1
指定の意義・メリット	1
指定の対象は？	2
対象となる事業	2
国土調査法19条5項指定までの流れ	3
指定を受けるための条件	4
申請手続きについて	5
基準点について	6

第2章 19条5項指定の申請方法

民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について	7
別添1 登記所送付用地図の作成要領	10
別添2 19条5項指定申請書 作成要領	18
記載例① 申請書	20
記載例② 総括表	22
記載例③ 申請地域の位置図	24
記載例④ 基準点測量網図	26
記載例⑤ 基準点測量精度管理表	28
記載例⑥ 境界点間距離の精度管理表	30
記載例⑦ 面積計算書	32
記載例⑧－1 地図一覧図	34
記載例⑧－2 地図	36
記載例⑨ 簿冊	38
別添3 歩掛り案	42

第1章 国土調査法19条5項指定とは？

国土調査法19条5項指定とは？

国土調査法では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に取り扱うことができるここととしており、これを「19条5項指定」と呼んでいます。

例えば、宅地開発など土地の区画形質の変更を伴う事業を行った場合に、その結果作成した地図（確定測量図）等について、19条5項指定を受けることができます。



一定の基準を満たす場合に、国が指定

指定の意義・メリット

測量の信頼性が高まります

19条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。

正確な地図を作成することにより、近隣との境界争い等が未然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。

登記所の正式地図となります

区画整理や宅地開発等に伴う土地の異動について登記を行う場合に、国から登記所に指定書が送付され、登記所における正式な地図（不動産登記法14条1項の地図）として備え付けられます。

これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

登記所の正式地図とは？

土地一筆ごとの位置や形状は、登記所の地図（公図）に表されています。しかしながら、公図の中には、明治時代の測量成果をそのまま引き継いだものも多く残っています。登記所では、現代的な測量に基づき土地の正確な位置・形状を表したもののが「正式地図（不動産登記法14条1項の地図）」とし、それ以外のものは「地図に準ずる図面」として扱っています。19条5項指定を受けることで、確定測量図等が正式地図として扱われることになります。



第1章 国土調査法19条5項指定とは？

指定の対象は？

19条5項指定の対象となる測量・調査については、開発規模や事業者等の制限はなく、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることが可能です。



対象となる事業

現在、法令に基づく一定の事業[※]については、当該事業に係る登記に必要な土地の所在図について19条5項指定を受けることが規定されています。また、土地区画整理事業及び土地改良事業については、それぞれ通達により指定の申請を行うこととされています。

その他の民間開発事業等についても、必ずしも法令により19条5項指定を受けることが義務づけられてはいませんが、19条5項指定を受けていない場合は地籍調査事業の対象となり、その際に、当時の測量成果が有効に利用できず土地の境界確認に多大な労力を要する場合があります。

19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同等に扱われますので、原則として改めて地籍調査を実施する必要はなくなります。

※法令により19条5項指定が義務づけられている事業

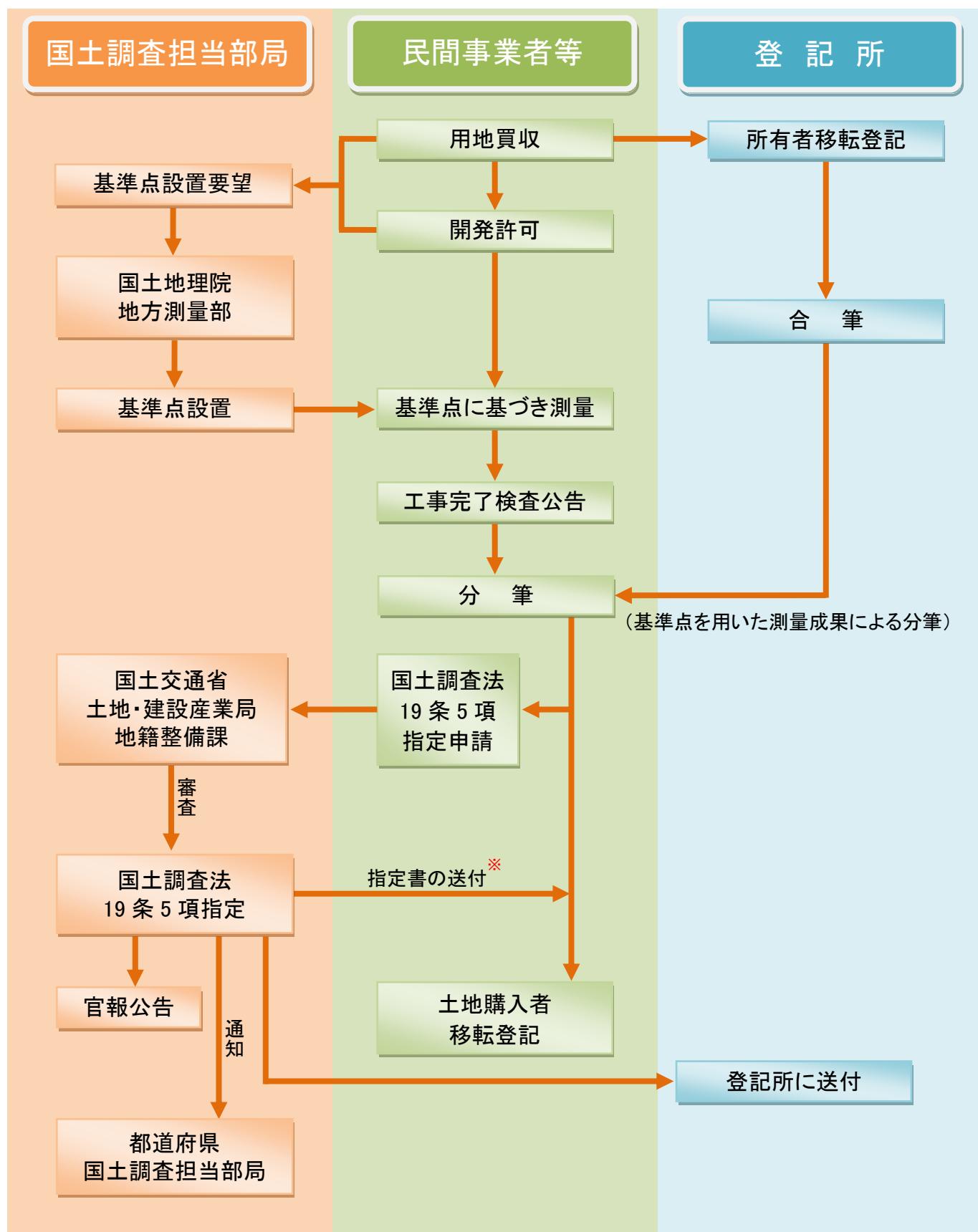
- ・「新住宅市街地開発法」に基づく新住宅市街地開発事業
- ・「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」及び「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づく工業団地造成事業
- ・「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づく流通業務市街地整備事業



国では、できる限り国土調査法施行令に定める基準による測量・調査を実施し、19条5項指定を受けていただくよう、開発事業等を行う皆様にお願いしています。

第1章 国土調査法19条5項指定とは？

国土調査法19条5項指定までの流れ



第1章 国土調査法19条5項指定とは？

指定を受けるための条件

19条5項指定を受けるためには、地籍調査と同等以上の精度・正確さが必要です。

具体的には、

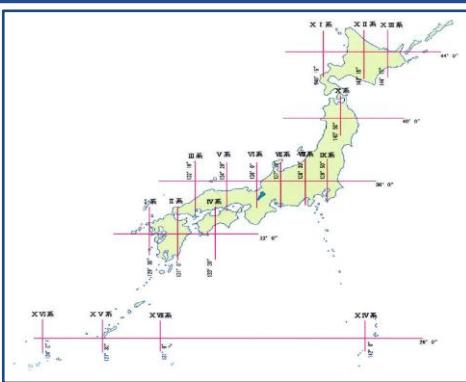
○地点の位置が国土調査法施行令別表第一に規定する平面直角座標系【参考1】

及び日本水準原点を基準とする高さで表示されているか。

○国土調査法施行令第十五条に規定する誤差の限度内にあるか【参考2】。

○測量の方法と結果及び、作成した図面が審査されることとなります。

【参考1】座標系の区分等(国土調査法施行令別表第一)



【参考2】誤差の限度(国土調査法施行令別表第四)

別表第四 一筆地測量及び地積測定の誤差の限度(第十五条関係)抜粋

精度区分	筆界点の位置誤差		筆界点間の図上距離又は計算距離と直接測定による距離との差異の公差	地積測定の公差
	平均二乗誤差	公 差		
甲一	2cm	6cm	$0.020m + 0.003\sqrt{S}m + \alpha mm$	$(0.025 + 0.003\sqrt{F})\sqrt{F}m^2$
甲二	7cm	20cm	$0.04m + 0.01\sqrt{S}m + \alpha mm$	$(0.05 + 0.01\sqrt{F})\sqrt{F}m^2$
甲三	15cm	45cm	$0.08m + 0.02\sqrt{S}m + \alpha mm$	$(0.10 + 0.02\sqrt{F})\sqrt{F}m^2$
乙一	25cm	75cm	$0.13m + 0.04\sqrt{S}m + \alpha mm$	$(0.10 + 0.04\sqrt{F})\sqrt{F}m^2$
乙二	50cm	150cm	$0.25m + 0.07\sqrt{S}m + \alpha mm$	$(0.25 + 0.07\sqrt{F})\sqrt{F}m^2$
乙三	100cm	300cm	$0.50m + 0.14\sqrt{S}m + \alpha mm$	$(0.50 + 0.14\sqrt{F})\sqrt{F}m^2$

現在は図解法の採用は認められていません。

備 考

- 1 精度区分とは、誤差の限度の区分をいい、その適用の基準は、国土交通大臣が定める。
- 2 筆界点の位置誤差とは、当該筆界点のこれを決定した与点に対する位置誤差をいう。
- 3 Sは、筆界点間の距離をメートル単位で示した数とする。
- 4 α は、図解法を用いる場合において、図解作業の級が、A級であるときは0.2に、その他であるときは0.3に当該地籍図の縮尺の分母の数を乗じて得た数とする。図解作業のA級とは、図解法による与点のプロットの誤差が0.1ミリメートル以内である級をいう。
- 5 Fは、一筆地の地積を平方メートル単位で示した数とする。
- 6 mはメートル、cmはセンチメートル、mmはミリメートル、 m^2 は平方メートルの略字とする。

第1章 国土調査法19条5項指定とは？

申請手続きについて

(1) 申請方法

19条5項指定を受けるためには、「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について(平成26年3月12日付け国土籍第306号・国土交通省土地・建設産業局長通知)」に基づいた申請書の作成が必要となります。第2章「19条5項指定の申請方法」を参考にしつつ作成してください。

(2) 申請の時期

分筆等の不動産の表示に関する登記がされた後で、指定申請書を提出して下さい。

(3) 申請先

申請書及び必要書類を御用意の上、国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課あてに送付して下さい。

(4) 申請手数料

申請手数料は不要です。

(5) 申請書様式

各書類の様式・サンプル等については、以下の国土交通省のホームページからダウンロードできます。

国土交通省 地籍調査Webサイト「知っていますか？19条5項指定」

<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>

第1章 国土調査法19条5項指定とは？

基準点について

国土交通省及び国土地理院では、統一的な座標系(国家座標系)に基づく測量を促進するため、基準点(四等三角点及び補助基準点等)の設置を行っています。19条5項指定を受けるためには、世界測地系に準拠した基準点を使用しなければなりません。

また、平成17年3月7日より新不動産登記法が施行され、分筆登記等の申請の際に登記所に提出する地積測量図についても、世界測地系による各筆界点の座標値を記載することが義務づけられました。

近くに基準点がない場合は？

19条5項指定申請をしようとする地区の近傍に基準点がない場合、当該事業者が国土交通省に要望すれば、国土地理院と協議の上、当該事業地区の近傍に基準点を設置します。



国家基準点等に基づく座標値の記載が義務化(H17.3.7～)



四等三角点設置間隔
1～1.5km²



補助基準点設置間隔
25点／1km²

要望の手続き

要望書及び添付書類を国土交通省あてに送付してください。
各書類の様式は、地籍整備課のホームページからダウンロードできます。
なお、申請手数料は必要ありません。

国土交通省 地籍調査Webサイト「知っていますか？19条5項指定」
<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>

DIDにおける街区基準点の整備

平成16年度から平成18年度に全国の都市部(DID:人口集中地域)において実施された「都市再生街区基本調査」により、街区の各角の近傍に街区基準点が設置されています。



街区三角点：約500m 間隔で設置
(公共測量2級基準点相当)
街区多角点：約200m 間隔で設置
(公共測量3級基準点相当)

第2章 19条5項指定の申請方法

民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について

(平成 26 年 3 月 12 日付け国土籍第 306 号・国土交通省土地・建設産業局長通知)

平成 22 年 5 月 25 日に閣議決定された第 6 次の「国土調査事業十箇年計画」においては、「国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する」とされていることを踏まえ、法務省や関係部署と調整を行いつつ、地籍調査以外の測量である民間事業者等の測量及び調査の成果（以下「測量成果」という。）を地籍整備に有効に活用するための方策を検討してきたところです。

今般、下記のとおり、測量成果の活用のための具体的方法等を取りまとめたので、貴団体の会員に周知いただきますとともに、関係者と円滑な調整を図りつつ効果的に取り組んで頂きますようお願い致します。

なお、法務省は各法務局等に対して、国土地理院は各地方測量部に対して、この取組に関する周知を行うことを申し添えます。

記

1. 測量成果を活用した地籍整備の推進

国土調査法第 19 条第 5 項では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に扱うことができることとしており、これを「19 条 5 項指定」と呼んでいます。

19 条 5 項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。また、この指定を受けた地図は、国土調査法第 20 条第 1 項の規定により登記所に送付され、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 10 条第 5 項の規定に基づき、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項地図として備え付けられ、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

19 条 5 項指定の促進を図る観点から、今般、19 条 5 項指定申請のために必要な要領や留意事項等を取りまとめましたので、これに基づき、平成 26 年度以降に作成する実測図等を国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づいて積極的に指定申請していただきましますようお願い致します。

2. 指定の対象とする測量成果

第2章 19条5項指定の申請方法

国土交通大臣等が指定する測量成果は、平成26年度以降に作成する実測図等で以下の要件を満たしているものとします。

(1) 測量の基準

測量が測量法（昭和24年法律第188号）第11条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）別表第1に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されているもの。

(2) 測量の精度

国土調査法施行令第15条で定める限度以上の誤差がないもの（観測、測定及び計算等について地籍調査作業規程準則及び同運用基準に規定するものと同等以上のものが実施されているもの。）

3. 指定申請の時期

分筆等の不動産の表示に関する登記を行った後に、指定申請書を提出して下さい。

4. 登記所等への情報提供

19条5項指定の申請を行う者は、実測図等の作成に係る事業が開始される前に、管轄登記所等に対し、実測図等の作成に関する情報提供を行うなど、十分に調整を図って下さい。

5. 登記所に送付する地図の電子データの作成

登記所において、効率的に図面を差し替えられるように、実測図等の作成に係る事業が開始される前に、登記所に送付する地図の電子データ（地図XML形式、地籍フォーマット2000形式又はSIMA形式）の形式について管轄登記所等と協議して下さい。

電子データ作成にあたっては、別添1-1の「登記所送付用地図（地図XML形式の電子データ）の作成要領」、別添1-2の「登記所送付用地図（地籍フォーマット2000形式の電子データ）の作成要領」又は別添1-3の「登記所送付用地図（SIMA形式の電子データ）の作成要領」を参考にして下さい。

なお、登記所に送付する地図の電子データの形式については、法務省から、可能な限り地図XML形式の電子データ又は地籍フォーマット2000形式の電子データによって提供していただきたい旨の依頼がされていますので、御承知おき願います。

第2章 19条5項指定の申請方法

6. 申請書等の作成

19条5項の申請書等作成にあたっては、別添2の「19条5項指定申請書作成要領」及び別添3の「歩掛り案」を参考にして下さい。

7. 指定申請書の送付先

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課に送付して下さい。

第2章 19条5項指定の申請方法

(別添1－1)

【登記所送付用地図（地図 XML 形式の電子データ）の作成要領】

[趣旨]

測量の成果を国土調査法第19条第5項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果は、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地図 XML 形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

1. 管轄登記所との事前調整

地図 XML 各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

2. 各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地図 XML の各情報ファイルの入力は「地図 XML ファイルフォーマット」等を準用して行う。詳細は、次の URL に掲載されているファイルフォーマットの仕様書を参照すること。

「地図情報システムで取り扱う地図情報のデータ形式について」

地図 XML ファイルフォーマット

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00171.html

法務省ホームページ（民事局 登記－不動産登記－）

第2章 19条5項指定の申請方法

(別添1－2)

【登記所送付用地図（地籍フォーマット2000形式の電子データ）の作成要領】

[趣旨]

測量の成果を国土調査法第19条第5項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果は、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地籍フォーマット2000形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

1. 管轄登記所との事前調整

地籍フォーマット2000各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

2. 各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地籍フォーマット2000の各情報ファイルのデータ項目の内、「別表」入力必須項目について情報の入力を行う。なお各情報ファイルの入力は「地籍フォーマット2000の手引き」、「数値地籍情報の記録形式等について」の制定について（平成14年3月14日国土国第595号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）最終改正：平成24年3月21日国土籍第553号」等を準用して行う。

3. 入力点検

地籍フォーマット2000の様式に基づき正しく記録されているか検証を行う。
※各測量計算ソフト内蔵の検証機能による検証又は「地籍フォーマット2000フォーマットチェッカー」を活用した検証。

「地籍フォーマット2000フォーマットチェッカー」ダウンロードページ

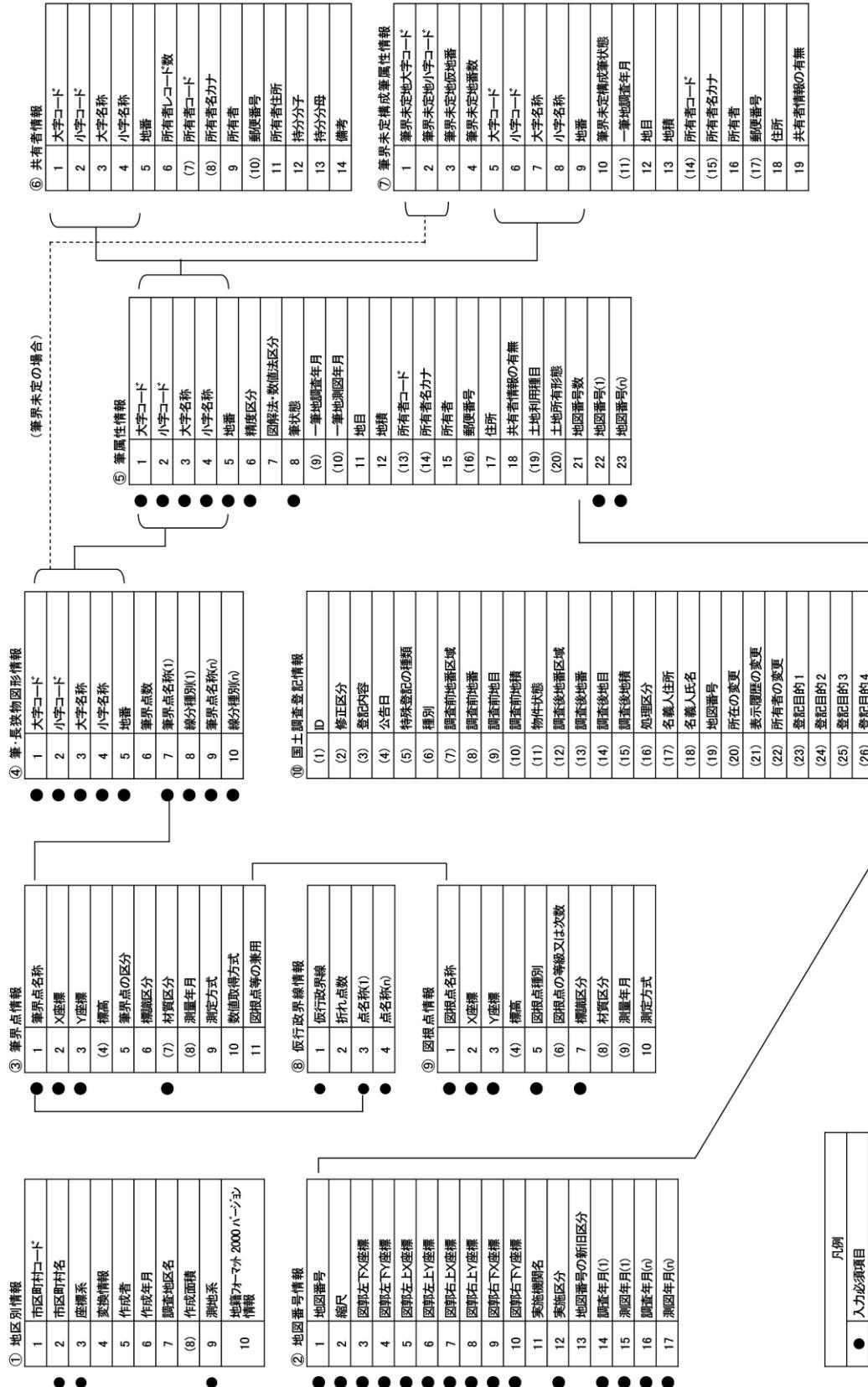
http://www.tiseki.or.jp/download/info_02.html

一般社団法人 日本国土調査測量協会ダウンロードページ

第2章 19条5項指定の申請方法

(別表)

■各情報ファイルのデータ項目と対応関係



第2章 19条5項指定の申請方法

(別添1－3)

【登記所送付用地図（SIMA形式の電子データ）の作成要領】

〔趣旨〕

測量の成果を国土調査法第19条第5項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果を、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（SIMA形式）も作成する。

1. 電子ファイルの作成単位

- (1) 地番区域単位に電子ファイル（SIMAデータ）を作成する。地番区域が大字の場合には大字単位、地番区域が小字の場合には小字単位で電子ファイルを作成する。
- (2) 電子ファイル名は、原則、「登記所送付用地図（地番区域名）.sim」とする。例としては、「登記所送付用地図（霞が関）.sim」となる。

2. SIMAデータの作成

(1) 必要なSIMAデータの作成

CADソフト等で作成された測量の成果をそのままSIMAデータに変換すると、法務省フォーマット（地図XMLファイルフォーマット）に不要なデータが収録される場合があるため、不要なデータを削除してSIMAデータを作成する。

(2) 一筆地ではない画地データの除外

実測図等とSIMAデータが整合することが必然であるが、SIMAデータに画地の情報が不足したり、不要な画地の情報が入力されている可能性があるので、両者の整合を十分に確保する。

(3) 座標データ（座標値）の入力

座標値は、小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁目まで入力する。

(4) 座標データの複数入力の排除

- ① 1つの「点名称」には1つの「座標値」が対応する。したがって、1つの「点名称」に複数の「座標値」を入力しない。また、1つの「座標値」に複数の「点名称」を入力しない。
- ② 「点名称」と「座標値」が同じ座標データを複数入力しない。

第2章 19条5項指定の申請方法

(5) 画地データの入力

- ① 画地データは必ず入力する。
- ② 同一の地番の画地データを複数入力しない。
- ③ 複数の SIMA データにおいて同じ画地を重複して入力しない。

(6) 筆界線の入力

① 閉合型画地データのみの入力

「画地開始データ」に画地種別（閉合型の場合には「1」、開放型の場合には「2」）を入力することになっている。法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）は閉合型の画地だけを認識するので、閉合型の画地データだけを入力の対象とし、入力フォーマットの画地種別には「1」を入力して SIMA データを作成する。

図表 1 「画地開始データ」の入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
D00	「D00」と入力する。 (画地開始を示す定型の入力値)	D00
画地番号	5桁までの整数を入力する。	103
地番	任意の桁数で入力する。	135-1
画地種別	閉合型の場合には「1」を、開放型の場合には「2」を入力する。	1

図表 2 「画地終了データ」の入力フォーマット

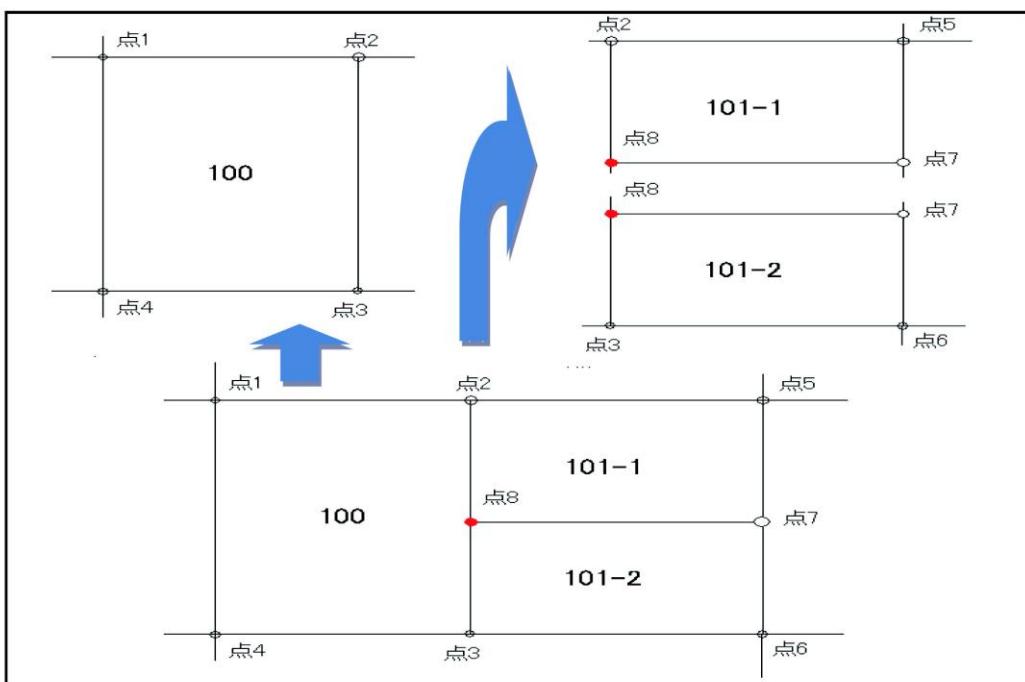
項目	入力の内容	入力例
D99	「D99」と入力する。 (画地終了を示す定型の入力値)	D99

② 隣接する筆界線に筆界点がある場合の扱い

法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）では、隣接する筆界線に筆界点を含む場合、ある筆の筆界線はその筆界点を経由し、もう一方の筆の筆界線がその筆界点を経由しなければ、隣接する 2 つの筆の間の筆界線は同一の線分と認識されない。このため、必要な筆界点を経由して筆界線を結ぶ必要がある。

第2章 19条5項指定の申請方法

図表3 隣接する筆界線の情報が一致しない例



[補足]

「地番 101-1」と「地番 101-2」の左側の筆界線は、「点 8」を経由して「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。「地番 100」の右側の筆界線は、「点 8」を経由せずに「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。法務省フォーマットは、このように隣接する筆界線を同一のものとは認識しないため、「地番 100」の右側の筆界線としては、「点 2」と「点 3」の間に「点 8」を経由させる必要がある。

(7) その他

- ① SIMA データの規定外の文字を入力しない。
- ② 地番の記載のない河川や水路の敷地（いわゆる青道、青地）、また、地番の記載のない道路の敷地（いわゆる赤道）があり、それが閉合している場合には地番がなくても SIMA データに含める。

3. 参考（SIMA データの概要）

SIMA データには 3 種類のデータを入力できる。具体的には以下の通りである。

- ① 座標データ（点の座標を表すデータ、図表 4）
- ② 画地データ（構成点データの開始と終了を表すデータ、図表 1 と図表 2）
- ③ 構成点データ（画地や路線を構成する点を表すデータ、図表 5）

第2章 19条5項指定の申請方法

図表4 座標データの入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
A00	「A00」と入力する。 (座標出力開始を示す定型の入力値)	A00
A01	「A01」と入力する。 (座標データを示す定型に入力値)	A01
点番号	5桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1
座標値	小数点形式とし、小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁目まで入力する。 (今回の場合、z座標等は省略できる。)	-170547.824, 26247.688, 0.000
A99	「A99」と入力する。 (座標出力終了を示す定型の入力値)	A99

図表5 構成点データの入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
B01	「B01」と入力する。 (構成点データを示す定型の入力値)	B01
点番号	5桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1

第2章 19条5項指定の申請方法

図表6 SIMA データの例

The screenshot shows a Windows Notepad window titled "OO地区測量業務.sim - メモ帳". The menu bar includes "ファイル(F)", "編集(E)", "書式(O)", "表示(V)", and "ヘルプ(H)". The main content area displays SIMA data in a structured format:

```
G00,03,OO地区測量業務,  
Z00, /* 座標データ */,  
Z01,1,  
A00,  
A01, 1,NO.3 , -71097.182, 32180.743,,  
A01, 2,NO.4 , -71092.916, 32165.447,,  
A01, 3,NO.5 , -71089.590, 32166.036,,  
  
途中省略  
  
A01, 4190,K033-5.0 , -70999.059, 32312.239,,  
A01, 4191,K033L+14.0 , -70988.629, 32321.577,,  
A01, 4192,K033L-14 , -70997.967, 32332.007,,  
A99,  
Z00, /* 画地データ */,  
D00, 3,87-1 ,1,  
B01, 3942,K870 ,  
B01, 4180,K870-1 ,  
B01, 2239,K86 ,  
  
途中省略  
  
B01, 2239,K81 ,  
B01, 2231,K29 ,  
B01, 2232,K30 ,  
D99,  
  
終了
```

第2章 19条5項指定の申請方法

(別添2)

19条5項指定申請書 作成要領

第2章 19条5項指定の申請方法

【19条5項指定申請書 作成要領】

国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定を受けるための申請書には、測量精度に関する資料や各種書類等を添付する必要があるため、それらの記載例や留意事項等を以下のように示す。

1. 申請書一覧

書類名	様式番号		提出部数	備考
申請書	①	●	1	定型様式
申請書添付書類				
総括表	②	●	1	定型様式
申請地域の位置図	③	□	1	申請地域の位置がわかる図面
基準点測量関係				
基準点測量網図	④	□	1	基準点を測量した際の網図（各等級毎）
基準点測量精度管理表	⑤	□	1	基準点測量の精度が確認できる管理表（各等級毎）
境界点測量関係				
境界点間距離の精度管理表	⑥	□	1	境界点測量の精度が確認できる管理表
面積計算書	⑦	□	1	境界点の座標値から計算した筆面積の分かる資料
地図及び簿冊				
地図一覧図	⑧-1	●	2	申請する地図の相互の位置関係がわかる図面 ※複数枚になる場合に作成
地図	⑧-2	□	2	当該事業で作成した図面（19条5項指定対象図面）
簿冊	⑨	□	2	簿冊は表紙を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写しを添付 ※全部事項証明書がない場合は、登記完了証の写しを添付

「●」…指定申請のため新たに作成する書類

「□」…通常の測量業務において作成される書類

第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例①（申請書）

必要事項を記入して作成する。

1. 楽旨、目的

国土調査法第19条第5項の規定に基づき、事業者が国土交通大臣に指定の申請を行うもの。

2. 必要事項

定型様式とする。

3. 留意事項

記載例①のI～VIの留意事項は以下の通り。

I	申請年月日又は決裁年月日を記載。
II	事業を施行した者の名称を記載。（総括表と一致） ※測量計画機関と測量作業機関が異なる場合は、どちらを記載してもよいが、申請書と総括表を一致させて作成する。
III	作成した地図及び簿冊の名称を記載。 簿冊の名称は「調査簿」とする。
IV	測量及び調査を行った地域（字名まで）及び期間を記載。（総括表と一致）
V	「国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内」と記載。
VI	「地図及び簿冊の写し」と記載。

第2章 19条5項指定の申請方法

記載例①

国土交通大臣 殿

平成〇〇年〇月〇日 I

〒000-0000
所在地 ○○県○○市○○○町○○○
名 称 ○○測量又は○○事務所等
代表者名 ○○ ○○ ☎

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成〇〇年に、○○測量又は○○事務所等が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第19条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称

○○測量又は○○事務所等

II

2 作成した地図及び簿冊の名称

○○地区 ○○事業 ○○図及び調査簿

III

3 測量及び調査を行った地域及び期間

○○県○○市○○町大字○○の一部

IV

平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月

4 測量及び調査上の誤差の限度

国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内

V

5 添付書類

地図及び簿冊の写し

各2部

VI

第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例②（総括表）

必要事項を記入して作成する。

1. 趣旨、目的

事業施行者、測量成果等の概要を1枚にまとめるもの。

2. 必要事項

定型様式とする。

3. 留意事項

記載例②のI～Xの留意事項は以下の通り。

I	測量及び調査を行った地域（字名まで。ふりがなを付す。）及び期間を記載。（申請書と一致）																
II	事業施行者名及び代表者名を記載。（申請書と一致）																
III	事業名は事業名称、事業根拠法は、事業を実施する根拠法を記載。（不明な場合は－）																
IV	基準点測量の与点の点数と名称を記載。（公共基準点は、国土地理院の審査番号を明記） ※基準点測量に使用する与点は、基本三角点、國土調査法第19条第2項の規定により認証された基準点、同条第5項の規定により指定された基準点、測量法第41条第1項の規定に基づき国土地理院の審査を受け十分な精度を有すると認められた点とする。																
V	基準点測量の新点数と測量の方法を記載。 測量の方法は採用した測量の方法を、下表を参考に記載。																
<table border="1"><thead><tr><th>GNSS</th><th>トータルステーション</th><th>セドライト 及び測距儀</th></tr></thead><tbody><tr><td>・GNSS測量（スタティック法）</td><td>・結合多角方式(TS)</td><td>・結合多角方式（測距儀等）</td></tr><tr><td>・GNSS測量（短縮スタティック法）</td><td>・単路線方式(TS)</td><td>・単路線方式（測距儀等）</td></tr><tr><td>・GNSS測量（RTK法）</td><td>・結合多角方式・単路線方式(TS)</td><td>・結合多角方式・単路線方式（測距儀等）</td></tr><tr><td>・GNSS測量（ネイティブ法）</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			GNSS	トータルステーション	セドライト 及び測距儀	・GNSS測量（スタティック法）	・結合多角方式(TS)	・結合多角方式（測距儀等）	・GNSS測量（短縮スタティック法）	・単路線方式(TS)	・単路線方式（測距儀等）	・GNSS測量（RTK法）	・結合多角方式・単路線方式(TS)	・結合多角方式・単路線方式（測距儀等）	・GNSS測量（ネイティブ法）		
GNSS	トータルステーション	セドライト 及び測距儀															
・GNSS測量（スタティック法）	・結合多角方式(TS)	・結合多角方式（測距儀等）															
・GNSS測量（短縮スタティック法）	・単路線方式(TS)	・単路線方式（測距儀等）															
・GNSS測量（RTK法）	・結合多角方式・単路線方式(TS)	・結合多角方式・単路線方式（測距儀等）															
・GNSS測量（ネイティブ法）																	
VI	地図（記載例⑧-2）の精度、縮尺、枚数を記載。精度は原則として次によるものとする。 <table border="1"><tbody><tr><td>大都市の市街地区域</td><td>甲一</td></tr><tr><td>中都市の市街地区域</td><td>甲二</td></tr><tr><td>上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域</td><td>甲三</td></tr><tr><td>農用地及びその周辺の区域</td><td>乙一</td></tr><tr><td>山林、原野及びその周辺の区域</td><td>乙二</td></tr><tr><td>山林、原野の区域</td><td>乙三</td></tr></tbody></table>			大都市の市街地区域	甲一	中都市の市街地区域	甲二	上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域	甲三	農用地及びその周辺の区域	乙一	山林、原野及びその周辺の区域	乙二	山林、原野の区域	乙三		
大都市の市街地区域	甲一																
中都市の市街地区域	甲二																
上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域	甲三																
農用地及びその周辺の区域	乙一																
山林、原野及びその周辺の区域	乙二																
山林、原野の区域	乙三																
VII	申請する筆数、面積を記載。（当該事業により登記申請した筆数、面積の合計）																
VIII	基準点測量を行った作業機関名と代表者、地図作成のための測量を行った作業機関名と代表者、地図作成を行った作業機関名と代表者を記載。																
IX	基準点測量について検査を行った者の氏名及び所属、地図作成のための測量について検査を行った者の氏名及び所属を記載。																
X	採用した測量作業規程等を記載し、問合せ出来る担当者、指定後に成果（写）を送付する管轄法務局を記載。																

第2章 19条5項指定の申請方法

総括表

記載例②

都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量(調査)の実施地域名	測量(調査)の実施期間	
○○県	○○市	○○ちょう ○○町	大字○○の一部	平成○年○月～平成○年○月	
事業施行者名 II ○○測量又は○○事務所等	代表者名 ○○ ○○	事業名 ○○地区○○事業	事業根拠法 —		
IV 成 果 件 数	基準点測量の与点(点名及び既知点数) ・電子基準点 ○○ ・四等三角点 ○○、△△ ・公共基準点 1級 ○○○○ (H++ *****)	新点数 1級基準点 2級基準点 3級基準点 4級基準点 計 4 点	測量の方法 点 GNSS測量(スタティック法) GNSS測量(スタティック法) 結合多角方式(TS)		
	確定測量図の精度 VI 甲 2	縮 尺 1/500	枚数 3枚		
	総筆数 VII 122	筆	総面積 0.07 k m ²		
	工程分類 IX	作業機関名 ○○○○	代表者 △△△△	検査者氏名 □□□□	検査者の所属 ○○○○
	検査終了証明 確 定 測量等	確定測量 ○○○○	△△△△	□□□□	○○○○
確定測量図 ○○○○	△△△△	□□□□	○○○○		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 採用した測量作業規程等 「○○○○測量作業規程(平成○年○月○日付国国地発第○○号)」 連絡先: ○○測量又は○○事務所等 担当○○ ○○ (電話○○-○○○○-○○○○、E-Mail*****@***.**.**) ○○法務局○○支所 				

第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例③（申請地域の位置図）

申請地域の位置を示す図面を作成する。

1. 趣旨、目的

申請地域を含めたやや広い範囲の図面を作成するもの。

2. 必要事項

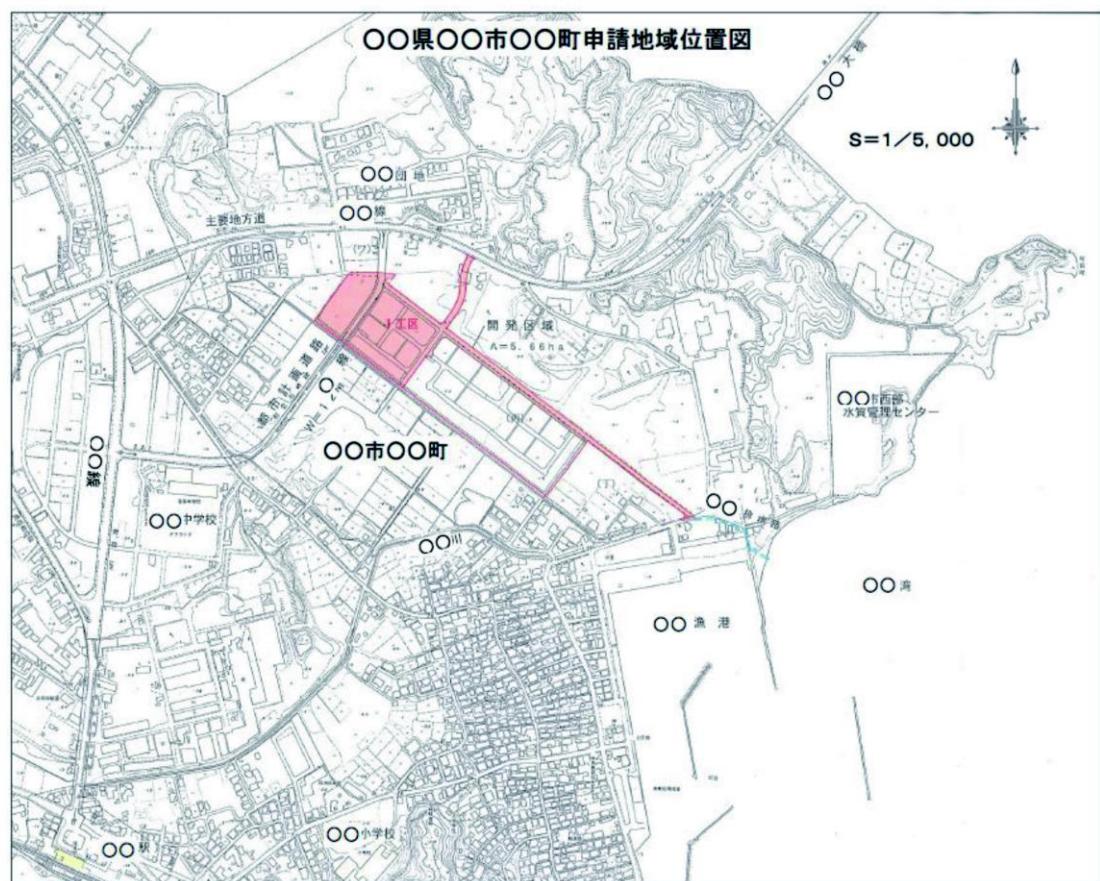
- ・申請地域の周辺地域を含むこと
- ・申請地域の位置の特記
- ・縮尺の表示

3. 留意事項

- ・用紙の大きさはA4を標準とする。

第2章 19条5項指定の申請方法

記載例③



第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例④（基準点測量網図）

基準点を測量した際の網図を添付する。

1. 趣旨、目的

基準点測量に使用した与点、網の形、路線長等が適切に実施されているか確認するもの。

2. 必要事項

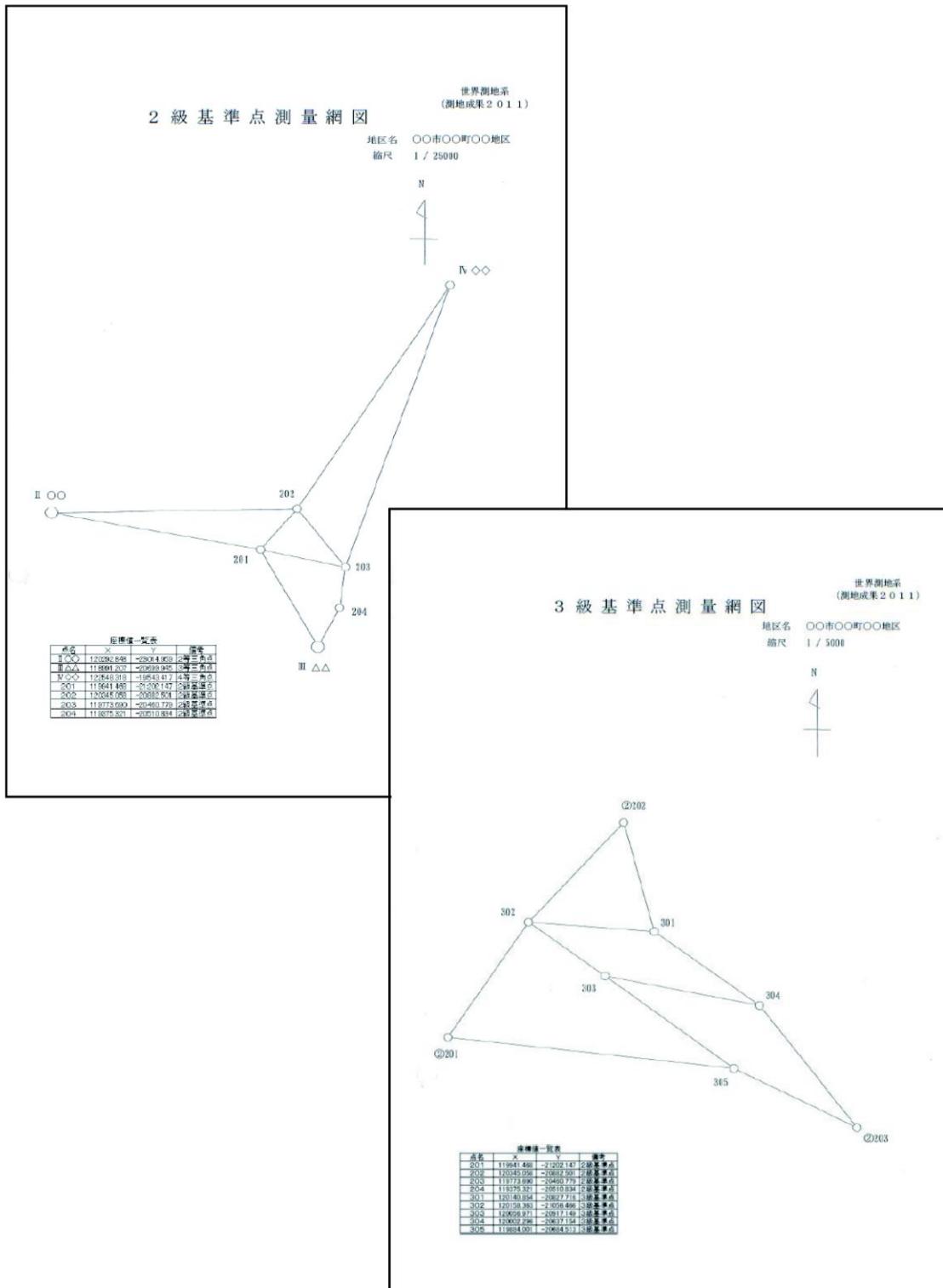
採用した作業規程等に基づき作成する。

3. 留意事項

- ・当該事業で設置した基準点の等級毎に網図を添付する。（総括表の基準点と整合するもの）
- ・測量は当該地域における最新の座標系にもとづき実施する。
- ・基準点測量に使用する与点は、精度が担保された点として、基本三角点、国土調査法第19条第2項の規定により認証された基準点、同条第5項の規定により指定された基準点、測量法第41条第1項の規定に基づき国土地理院の審査を受け十分な精度を有すると認められた点とする。
- ・「1. 申請書一覧」の申請書添付書類から測量の精度等が確認できない場合においては、その精度等を証明する補足資料を提出する。
(例) 認定登記基準点を使用した場合は、上記与点との関係等を確認するため、検定記録書及び検定証明書、網図、認定結果通知書を提出する。

第2章 19条5項指定の申請方法

記載例④



第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例⑤（基準点測量精度管理表）

基準点測量の精度管理表を添付する。

1. 趣旨、目的

基準点測量の際の誤差等の精度確認のために作成するもの。

2. 必要事項

採用した作業規程等の様式に基づき作成する。

3. 留意事項

- ・国土地理院の審査を受けている場合には、測量法41条の規定による審査の写しを添付する。
- ・第三者機関による測量成果の検定を受けている場合には、検定証明書及び検定記録書を添付する。
- ・検符等により、検査したことが分かるものを添付する。

第2章 19条5項指定の申請方法

世界測地系
(測地成果2011)

記載例⑤

基準点測量精度管理表

作業名 目的	○○地区○○事業 3級基準点		地区名 期 間		○○市○○地区 自平成○年○月○日 至平成○年○月○日		計画機器名 ○○○○		作業機器名 ○○○○		○○○○		作業班長 5点		主任技術者 △△ △△		
基線解析辺																	
測 点 名	辺 長 (斜距離)	△X 偏 差	△Y 偏 差	△Z 偏 差	板 定 三 次 元 網 平 均	△X 偏 差	△Y 偏 差	△Z 偏 差	三次元網平均計算 斜距離の偏差	主 要 機 器 名 称 番 号							
自：	至：																
304	②203	288.765	0.000	0.020	0.000	0.020	0.000	-0.011	0.020								
302	303	172.323	-0.002	0.020	0.000	0.020	0.000	0.001	0.020								
②201	305	520.881	0.001	0.020	0.000	0.020	0.000	0.000	0.020								
302	②201	261.331	0.001	0.020	0.000	0.020	0.000	0.000	0.020								
永久標識の種別等																	
種別	數量	埋設様式															
新点位置の標準偏差																	
新 点 名	水 平 位 置	標 高	測 点 名	至：		△ N	△ E	△ U		特 記 事 項							
304	0.010	0.100	0.012	0.200	302	0.005	-0.003	-0.001									
305	0.008	0.100	0.011	0.200													

第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例⑥（境界点間距離の精度管理表）

境界点間距離の精度管理表を添付する。

1. 趣旨、目的

境界測量の精度を確保するため、境界点間の誤差を確認するもの。

2. 必要事項

採用した作業規程等の様式に基づき作成する。

3. 留意事項

- ・検符等により、検査したことが分かるものを添付する。

第2章 19条5項指定の申請方法

世界測地系
(測地成果2011)

境界測量精度管理表

測 点	水平位置(距離)			摘 要			水平位置(距離)			摘要
	計算値 m	測定値 m	較 差 m	制 限 m	計 算 値 m	測 定 値 m	較 差 m	制 限 m		
114~115	13.816	13.820	-0.004	0.010±20m未満	10mm	148~147	15.175	-0.005	0.010±20m未満	10mm
115~179	19.835	19.845	-0.010	0.010±20m以上±5/2,000	"	"	147~228	20.511	-0.009	0.010±20m以上±5/2,000
179~180	11.971	11.980	-0.009	0.010±20m未満	"	"	228~152	15.257	-0.002	0.010±20m未満
180~181	1.858	1.860	-0.002	0.010±20m未満	"	"	139~233	21.408	-0.002	0.010±20m未満
181~114	20.039	20.047	-0.008	0.010±20m未満	"	"	233~228	14.287	-0.003	0.010±20m未満
114~149	13.617	13.615	0.002	0.010±20m未満	"	"	133~169	5.997	5.987	0.010±20m未満
149~151	20.246	20.250	-0.004	0.010±20m未満	"	"	169~232	19.483	19.490	-0.007
151~181	13.607	13.600	0.007	0.010±20m未満	"	"	232~233	14.599	14.600	-0.001
149~148	1.998	2.000	-0.002	0.010±20m未満	"	"	232~235	18.991	18.990	0.001
148~152	20.283	20.280	0.003	0.010±20m未満	"	"	235~234	14.597	14.600	-0.003
152~207	19.008	19.010	-0.002	0.010±20m未満	"	"	234~233	19.010	19.009	0.001
207~206	2.000	1.998	0.002	0.010±20m未満	"	"	234~227	10.327	10.330	-0.003
206~151	19.016	19.022	-0.006	0.010±20m未満	"	"	227~226	3.883	3.880	0.003

記載例⑥

第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例⑦（面積計算書）

指定申請する筆に関する面積計算書を添付する。

1. 趣旨、目的

筆の面積の計算方法、筆界点の座標を確認するもの。

2. 必要事項

- ・筆を構成する地番、境界点（測点）の名称、境界点の座標値、測地系など

3. 留意事項

- ・調査後（登記申請した筆毎）の土地の面積と一致することを確認する。

第2章 19条5項指定の申請方法

記載例⑦

書算計積面

世界測繪系
(測地成果 2011)

第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例⑧－1（地図一覧図）

指定申請する地図が複数枚になる場合、記載例⑧－1を参考にして、申請する地図を含めた地域全体の位置関係が分かる図面を作成する。

1. 趣旨、目的

地図（記載例⑧－2）を含めた地域全体の位置関係をまとめるもの。

2. 必要事項

- ・タイトル「地図一覧図」
- ・申請する地図（記載例⑧－2）を1枚にまとめる。
- ・申請する地図の地図番号
- ・方位

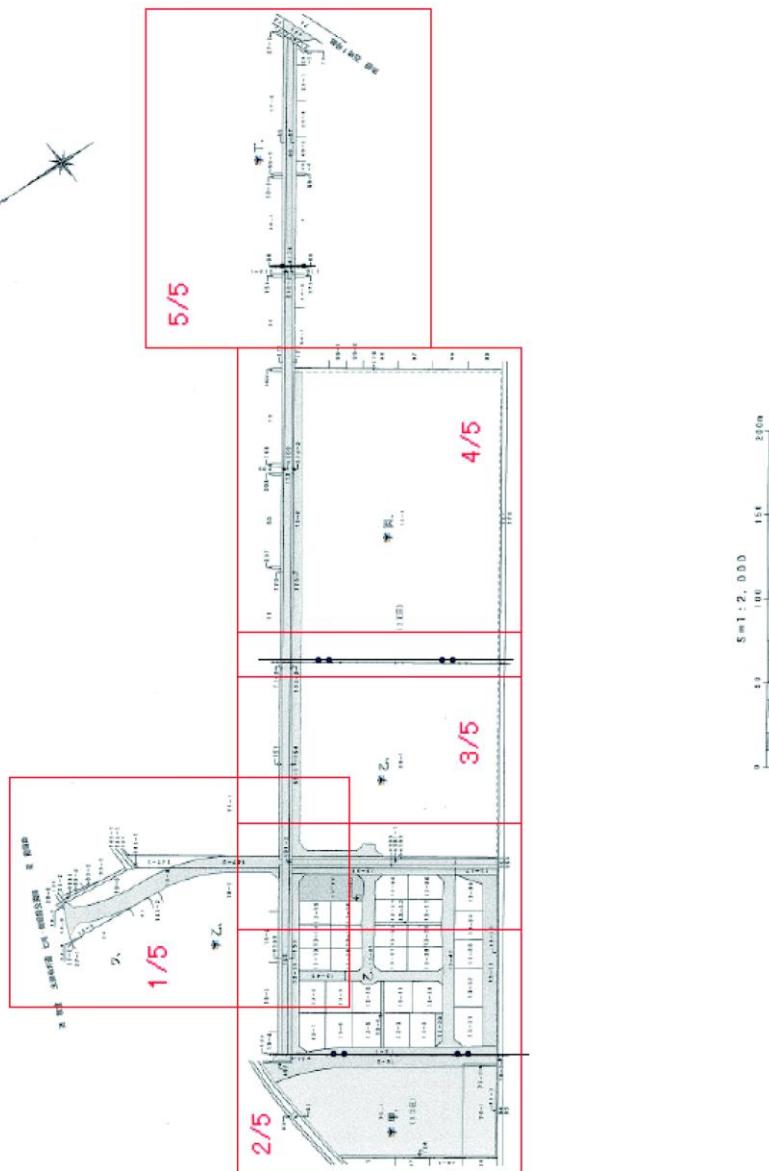
3. 留意事項

- ・指定申請する地図（記載例⑧－2）が1枚であれば、作成は不要である。
- ・地図が複数枚の場合、地図が表示している範囲を示し、それぞれの地図がどのような位置関係にあるかを分かるように作成する。

第2章 19条5項指定の申請方法

記載例⑧－1

○○県○○市○○町 地図一覧図



第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例⑧－2（地図）

業務において作成した図面を添付する。

1. 趣旨、目的

19条5項指定対象成果となる地図を用意するもの。

2. 必要事項

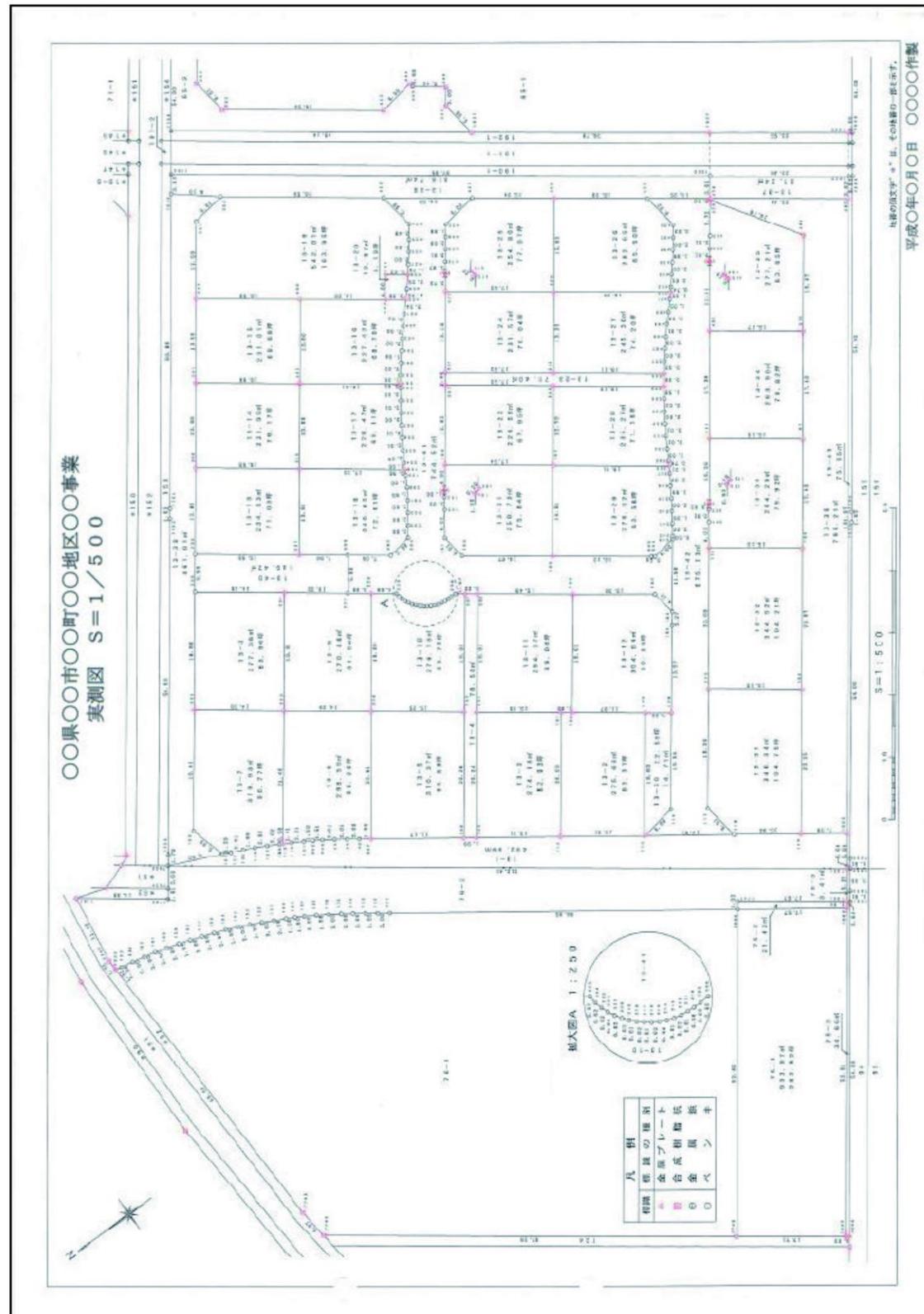
業務において作成した図面を添付する。

3. 留意事項

- ・指定後の成果（写）として法務局に送付することから2部提出とする。

第2章 19条5項指定の申請方法

記載例⑧-2



第2章 19条5項指定の申請方法

2. 記載例⑨（簿冊）

指定申請する全ての筆の登記内容が証明できる資料を添付する。

1. 趣旨、目的

申請地域内の全ての筆について登記所に登記された内容と一致しているかを確認するもの。

2. 必要事項

簿冊は表紙を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写しを添付する。

3. 留意事項

全部事項証明書がない場合、登記完了証の写しを添付する。

第2章 19条5項指定の申請方法

記載例⑨－1

○○市○○町○○地区
調査簿

登記年月日	平成○年○月○日
実施機関	○○○○

(この用紙の大きさは、A4版とする。)

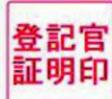
第2章 19条5項指定の申請方法

記載例⑨-2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日
■ 地方法務局

登記官



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号： [REDACTED] (1 / 1) 1 / 1

第2章 19条5項指定の申請方法

記載例⑨-3

第2章 19条5項指定の申請方法

【歩掛り案(地図 XML 形式)】

国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請に必要となる地図等の作成

作業工程及び標準作業量	所要日数	編成				機械経費の構成				通信運搬費等の構成				材料費の構成			
		内外業の別	測量助手	普通作業員	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量技師	測量助手	普通作業員	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量技師	測量助手	普通作業員	測量技師補
総括表作成 10,000 m ² 当り	1.0	内	1			1.0			1.0			1.0					
申請地域の位置 図作成(縮尺は任意) 10,000 m ² 当り	0.3	内		1					0.3			0.3					
地図一覧図作成 (1/2500) 10,000 m ² 当り	0.2	0.4	内		1	1	1	1	0.2	0.4	0.6						
地図の 作成 登記所送付用 図作成(1/500) 10,000 m ² 当り	0.5	5.5	3.5		1	1	1	1	0.5	5.5	3.5	9.5					
合計		0.5	6.5	4.0	0.4	0.0	1.0	2.0	3.0	1.0	0.0	0.5	6.5	4.0	0.4	0.0	11.4

(別添3)

第2章 19条5項指定の申請方法

【歩掛り案(地籍フォーマット 2000 形式)】

国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請に必要となる地図等の作成

作業工程及び標準作業量	所要日数		編成		延人日数	
	内業の別	外業の別	測量技師	測量主任技師	測量助手	普通作業員
総括表作成 10,000 m ² 当り	1.0			1		1.0
申請地域の位置 図作成(縮尺は 任意) 10,000 m ² 当り	0.3			1		0.3
地図一覧図作成 (1/2500) 10,000 m ² 当り	0.2	0.4	内		1 1	0.2 0.4
地図の 作成						
登記所送付用地 図作成(1/500) 10,000 m ² 当り	0.5	4.5	2.7	内	1 1 1	0.5 4.5 2.7
合計	0.5	5.5	3.2	0.4	0.0	1.0 3.0 0.0 0.5 5.5 3.2 0.4 0.0

第2章 19条5項指定の申請方法

【歩掛り案(SIMA形式)】

国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請に必要となる地図等の作成

作業工程及び標準作業量	所要日数	内 外業の別	編成			延人日数			機械経費の構成			通信運搬費等の構成			材料費の構成				
			測量技師	測量助手	測量技師補	測量主任技師	測量技師	測量助手	測量技師補	測量主任技師	測量主任技師	測量技師	測量助手	測量技師補	測量主任技師	備考者	品名	規格	数量単位
総括表作成 10,000 m ² 当り	1.0	内		1					1.0			1.0							
申請求域の位置 図作成(縮尺は任意) 10,000 m ² 当り	0.3	内				1						0.3							
地図一覧図作成 (1/2500) 10,000 m ² 当り	0.2	0.4	内				1	1		0.2	0.4	0.6							
登記所送付用地 図作成(1/500) 10,000 m ² 当り	0.2	0.4	内				1	1		0.2	0.4	0.6							
合計	0.0	1.0	0.8	0.0			0.0	1.0	3.0	0.0	1.0	0.7	0.8	0.0	2.5				